

申請・届出時に必要な書類一覧

		申請書 又は 届出書	合格 通知書	薬種商許 可証の写し又は許 可証明書	戸籍謄本、戸籍 抄本、戸籍記載 事項証明書、本 籍の記載がある 住民票の写し又 は住民票記載事 項証明書	雇用関係 を示す書 類 ※2	発行後3ヶ 月以内の 医師の診 断書 ※3	死亡届、失 踪届等	販売従事 登録証	収入証 紙(円)	提出期 日
申請	登録販売者試験合格者	○	様式第八十六の二	○	○※1	○	○			7,100	—
	薬種商販売業の方	○		○	○※1	○	○				—
変更 ※4	申請者の本籍	○	様式第八十六の四		○※5					—	30日以内
	申請者の氏名	○		○※5							
	申請者の生年月日	○		○※5							
	申請者の性別	○		○※5							
消除	販売又は授与に従事しようとしなくなったとき	○	様式第八十六の五						○	—	30日以内
	死亡し、又は失そうの宣告を受けたとき	○						○	○		
	登録販売者が精神機能の障害を有する状態となり業務の継続が著しく困難となったとき	○※6	別紙様式1							—	遅滞なく
登録証の書換え ※4	申請者の本籍	○	様式第八十六の六		○変更届添付により省略可				○	2,000	変更と同時
	申請者の氏名	○		○変更届添付により省略可				○			
	申請者の生年月日	○		○変更届添付により省略可				○			
登録証の再交付	破り、よごし、又は失ったとき	○	様式第八十六の七						○汚損のみ	2,900	—
販売従事登録の返納	再交付を受けた後、失った販売従事登録証を発見したとき及び登録を消除されたとき	○	様式第1号						○	—	5日以内

※1 合格通知書記載の本籍、氏名と異なる場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本。住民票等は、マイナンバー(個人番号)のないものに限る。日本国籍を有していない方は、住民票の写し又は住民記載事項証明書を提出すること。旧姓併記を希望している場合は、希望する旧姓を使用していたことがわかる戸籍謄本又は戸籍抄本。(従前戸籍の謄本又は抄本が必要な場合がある。)

- ※2 申請者が薬局開設者等や薬種商販売業の個人開設の場合、雇用証明は不要。
- ※3 申請者が申請書も欠格条項(6)に該当するおそれがある者である場合には医師の診断書(3ヶ月以内)
- ※4 登録証の記載内容に変更があった場合は、変更の届出とあわせて書換え交付申請を行うことができる。
- ※5 変更の際は、戸籍謄本若しくは抄本。日本国籍を有していない方は、住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び届出の事由を証する書類。旧姓併記を希望している場合は、希望する旧姓を使用していたことがわかる戸籍謄本又は戸籍抄本。
- ※6 併せて返納の手続させること。